

# ウォーキングイベントのご案内

健保組合は、楽しみながら健康づくりができるウォーキングイベントを企画・開催しています。  
職場の仲間と、ご家族でぜひご参加ください。

## ◎ ハッピーウォーク

織機健保のオリジナル企画。専用の活動量計を身につけて歩数を記録します。専用サイトでは、個人やグループのランキングがわかり、モチベーションがぐんとアップします。  
※専用サイトはイベント期間以外も利用できます。



専用サイトで  
ランキングを  
チェック!



けんぼれん  
健康ウォーク

## ◎ けんぼれん健康ウォーク

健保連愛知連合会主催。毎年春と秋に開催され、県内の健保組合からたくさんの方が参加します。



## ◎ テマパークを歩こう in 東山動植物園

愛知県内の9健保組合による共同開催。クイズラリーなどお楽しみがいっぱいです!



テーマパークを歩こう  
in 東山動植物園



### 年間スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	参加者募集			参加者募集			参加者募集			参加者募集	
				ハッピーウォーク 30秋						ハッピーウォーク 31春	
			参加者募集	けんぼれん 秋の健康 ウォーク	テーマ パーク を歩こう in 東山 動植物園					けんぼれん 春の健康 ウォーク	
			参加者募集								

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/> トップページ ▶ 保健事業 ▶ ウォーキング

● お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

### CONTENTS

平成30年度予算 ..... ②

「データヘルス計画 第9回」  
心筋梗塞を予防しよう! ..... ④

健保カレンダー (上期) ..... ⑧

年に一度は  
健診を受けましょう ..... ⑨

○巡回健診のご案内 ..... ⑩

○歯科健診のご案内 ..... ⑪

扶養家族が増えたとき・減ったとき ..... ⑫

療養費の手続きが変わります ..... ⑭

ウォーキングイベントのご案内 ..... ⑯

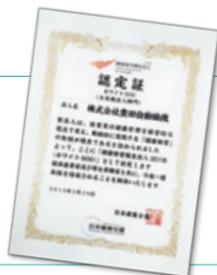


## 株豊田自動織機が「健康経営優良法人2018」に認定されました

株式会社豊田自動織機が、このたび、経済産業省と日本健康会議が共同で進める「健康経営優良法人2018(大規模法人部門)」に認定されました。

健康経営優良法人認定制度とは、保険者と連携し、日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目指しています。  
(経済産業省ホームページより)



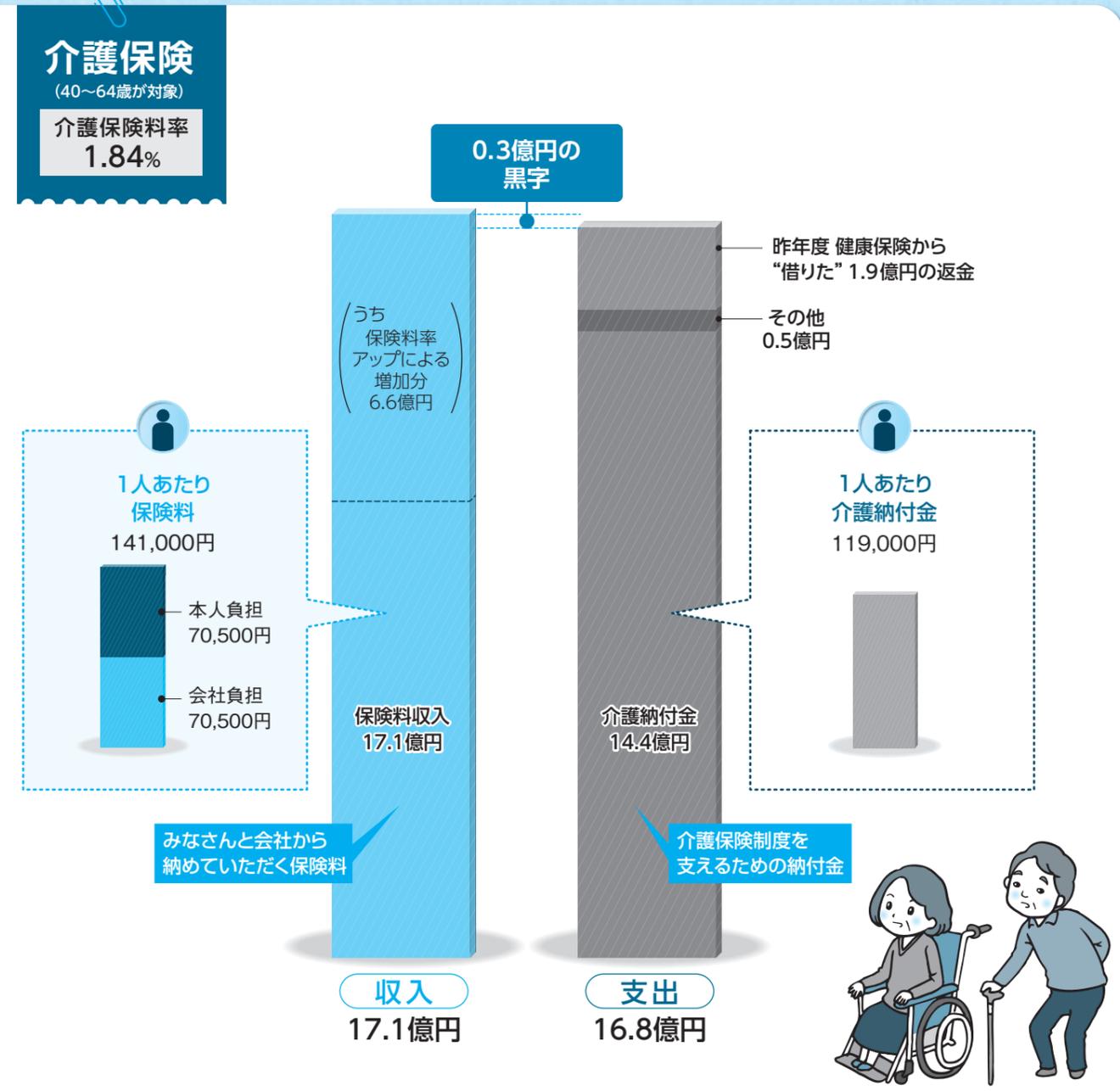
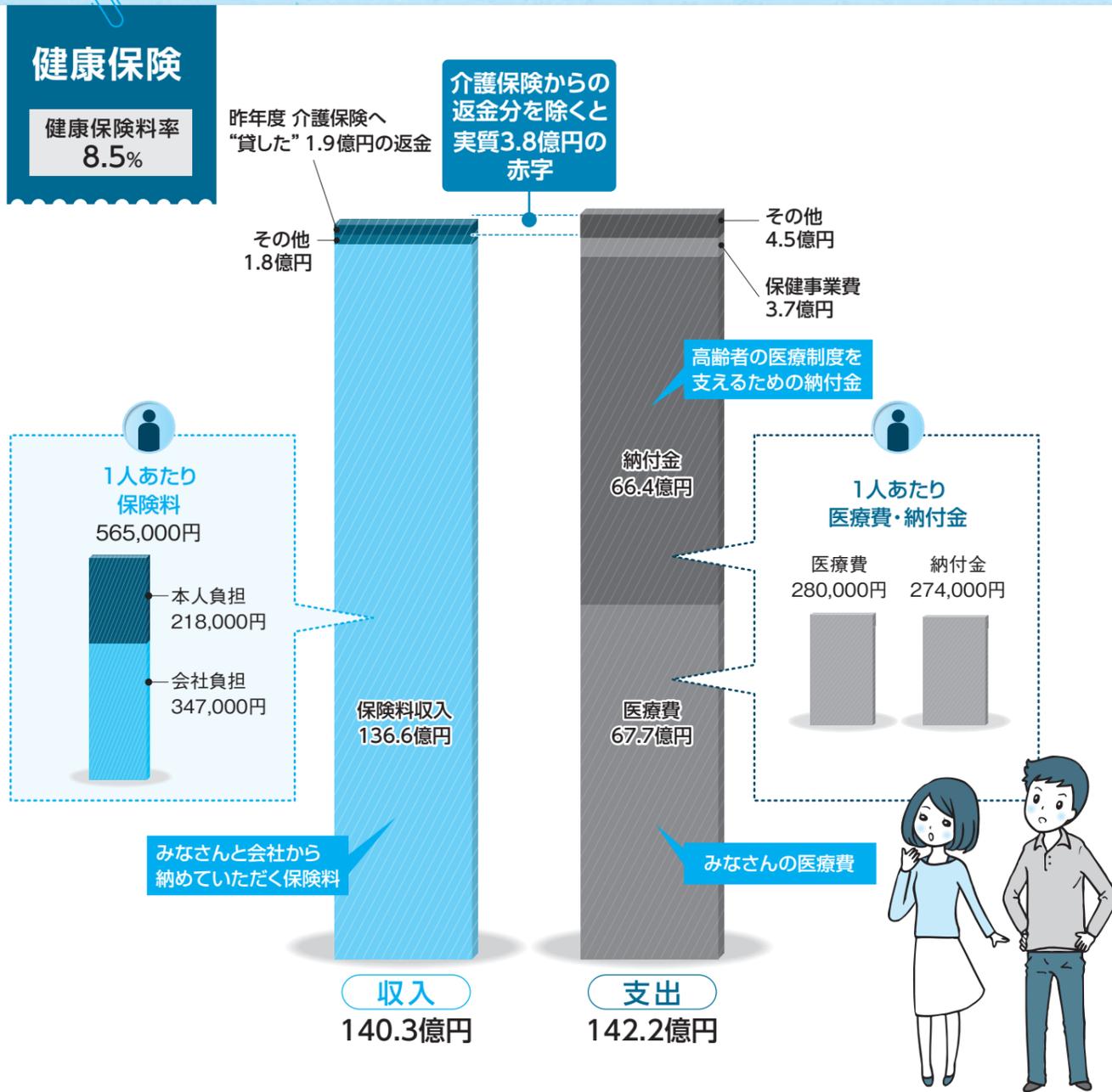
### 健康経営 優良法人 認定制度とは?

# 平成30年度予算がまとまりました

3月8日に開催された組合会において、平成30年度予算が承認されました。

当健保組合の平成30年度予算は下記のグラフのとおりです。みなさんがお医者さんにかかったときの医療費と、高齢者の医療制度を支えるための納付金が増加し、健康保険は実質3.8億円の赤字となりました。

医療費や納付金は、今後も増加することが予想され、健保財政は依然として厳しい状況にあります。当健保組合は、みなさんの健康づくりをサポートするため、さまざまな保健事業を実施いたします。ぜひ積極的に活用され、ご家族そろって健康な毎日をお過ごしください。



## 介護保険料率が変わります

総報酬割の導入により当健保組合の介護納付金拠出は大きく増加し、従来の保険料率のままでは平成30年度以降大幅な赤字が予想されます。このままでは金融資産残高がマイナスとなるため、介護保険料率を改定いたします。なお、昨年度に健康保険から借りた1.9億円の返金分も賄う必要があるため、平成30年度の保険料率は「1.84%」に改定し、結果として3年程度の維持が見込める見通しです。

	平成29年度	平成30年度
被保険者※	0.55%	0.92%
事業主	0.55%	0.92%
合計	1.10%	1.84%

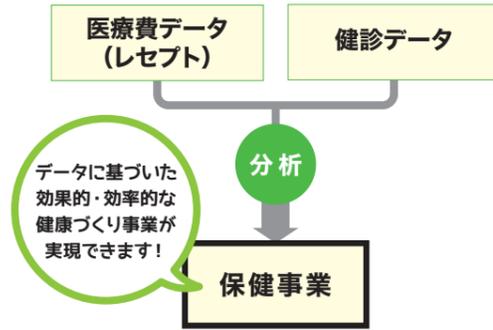
※40歳~64歳(介護保険の被保険者)

みんなで推進しよう！

# データヘルス計画

## 第9回

健康保険組合は、みなさんの医療費データと健診データを分析し、より効果的な事業を計画・実施する「データヘルス計画」に基づいて、さまざまな保健事業を実施しています。



●今年度、当健保組合は次の事業を重点的に取り組みます●

生活習慣病の重症化を予防する

病気を予防する

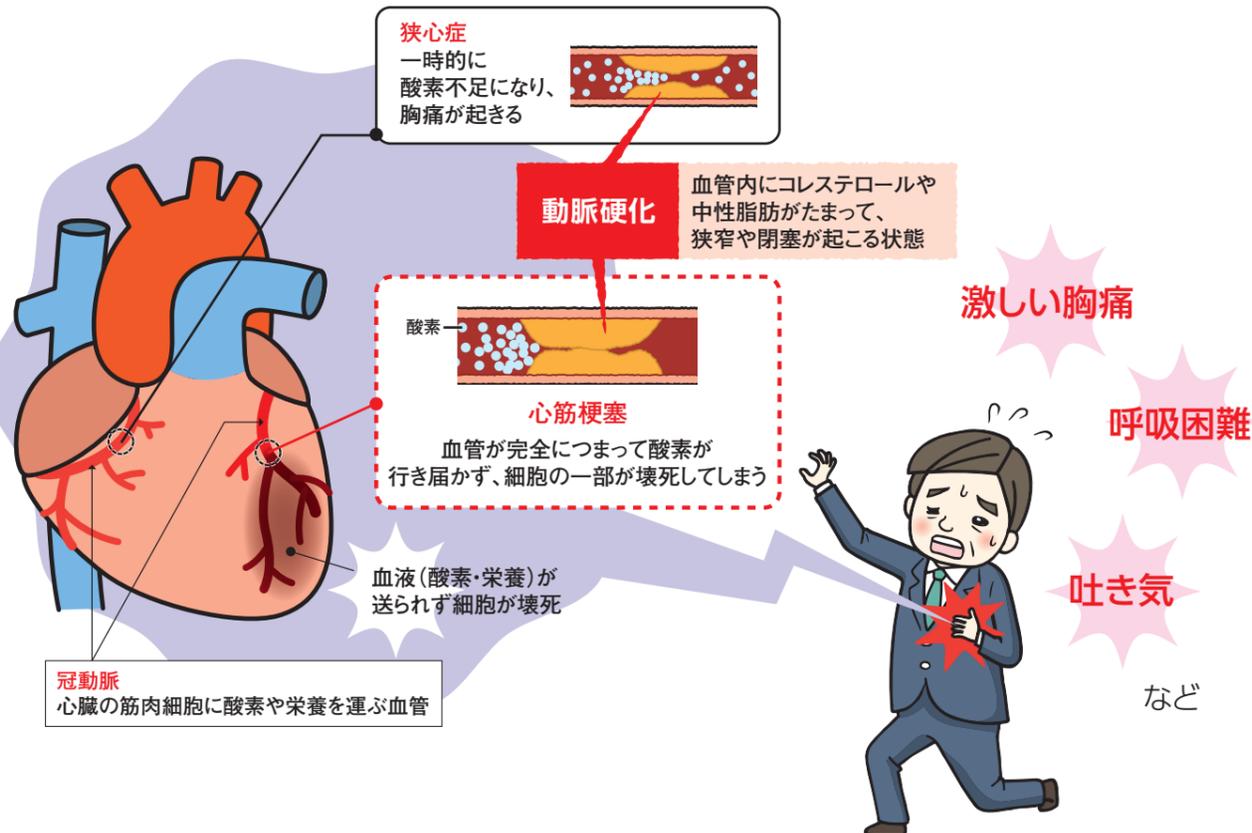
健康づくりを推進する

医療費の適正化を図る

生活習慣病の重症化を予防するために

## 動脈硬化が引き起こす病気 心筋梗塞を予防しよう！

日本人の死亡原因の第2位は心臓疾患。その主な病気に心筋梗塞があります。心筋梗塞は自覚症状がなく、ある日突然、激しい胸痛や呼吸困難、吐き気などの発作が起こり、死に至ることもある怖い病気です。もしも発作が起こったら、すぐに救急搬送し、できるだけ早く治療を始めることが大事です。



## 心筋梗塞はなぜ起こる？

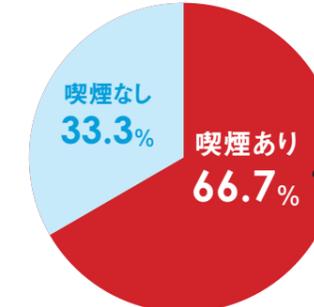
心筋梗塞は高齢者に多い病気ですが、生活習慣の乱れにより、最近では30歳代から40歳代の若い年代にも増えています。原因としては、喫煙や高血圧、脂質異常症、糖尿病による動脈硬化やストレス、過労などがあげられます。



## 喫煙も危険因子のひとつ

当健保組合で急性心筋梗塞にかかった人の喫煙状況は？

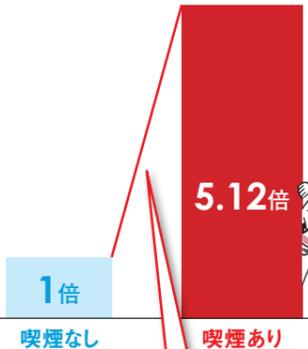
40歳以上／平成27年1月～平成29年5月



心筋梗塞にかかった人の3人に2人が喫煙者！

40歳以上の喫煙率28.1%から計算すると

急性心筋梗塞発生リスク



タバコを吸う人は吸わない人に比べて心筋梗塞の発生リスクが5.12倍！

## 心筋梗塞を防ぐためにも禁煙にチャレンジ！



### 禁煙サポートプログラム 禁煙費用補助制度

禁煙外来コース

医療機関の禁煙外来を受診し、医師のアドバイスを受けながら禁煙にチャレンジ。医療費の窓口負担を補助します(上限1万円)。

禁煙補助剤コース

市販のニコチンパッチ・ニコチンガムを使って禁煙にチャレンジ。その購入費用を補助します(上限2,000円)。

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ ▶ 保健事業 ▶ 禁煙サポートプログラム

●お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

## 心筋梗塞が起こりやすい季節は？

一般的に、高齢者の心筋梗塞は寒い季節に起こりやすいため、冬は特に注意が必要です。しかし、心筋梗塞の発症は冬だけではなく、春から秋にかけても多く発症しています。当健保組合のデータを見ても、春から秋にも冬と同じくらいの割合で心筋梗塞が発症しています。

### 春

- 一日の寒暖の差が激しく、血圧が変動しやすい
- 就職・異動など環境の変化によるストレス・過労が引き金になる



### 夏

- 暑さによる脱水症状が引き金になる



当健保組合の急性心筋梗塞の月別発生割合  
(平成23年～平成28年)



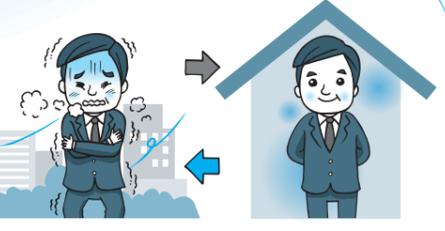
### 秋

- 朝夕の冷え込みが厳しくなり、血圧が変動しやすい



### 冬

- 暖かい場所と寒い場所との移動が血圧の急変動を招く
- 夏ほど意識して水分をとらないため脱水になりやすい



## 心筋梗塞を防ぐには？

心筋梗塞は、脱水や血圧の変動などが引き金となって起こりやすくなります。日常生活の中では、次のことに気をつけましょう。

### 脱水状態にならないよう気をつける

脱水状態になると、血液中の水分が失われて、血液が濃くなります。血液がドロドロになって血栓ができ、心筋梗塞を発症しやすくなります。

#### 脱水状態を防ぐには

##### ◆ 運動前や運動中は水分をしっかりとる

運動すると汗をたくさんかきます。運動前だけでなく、運動中もこまめに水分をとりましょう。



##### ◆ 就寝前と起床後にも水分補給を

就寝中も汗をかきます。寝る前と起きたときにも水分をとりましょう。



##### ◆ 入浴の前後にはコップ1杯の水分を

1回の入浴により500ccの水分が身体から失われます。

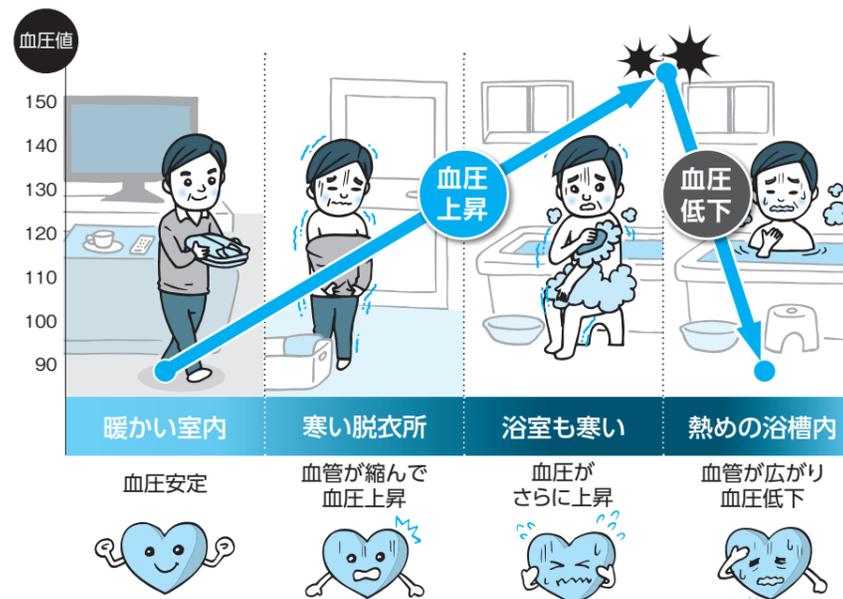
##### ◆ アルコールは水分補給にはならない

アルコールには利尿作用があるため、かえって脱水状態を起こしやすくなります。お酒を飲んだ後は必ず水分をとりましょう。



### 寒い季節はヒートショックにご注意を

ヒートショックとは温度差によって身体に起こるショック症状です。急激な温度差による血圧の変化が心筋梗塞や不整脈、脳梗塞を起こし、突然死の原因にもなります。



暖かい部屋から寒い脱衣所・浴室へ移動すると、血管が収縮して血圧が上がります。熱い浴槽へ入るとさらに血圧が上がりますが、体が温まると今度は血管が拡張して血圧が急激に下がります。こうした血圧の激しい変動が心臓に負担をかけ、心筋梗塞が起こりやすくなります。

#### ヒートショックを防ぐには

##### ◆ 脱衣所や浴室を暖めておく

##### ◆ 飲酒後や食後すぐに入浴しない

##### ◆ お風呂の湯温は40℃前後

##### ◆ トイレに行くときはカーディガンなどをはおる



## 平成30年度上期(4～9月)

行事項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<b>各種健診</b>	人間ドック・主婦健診・脳ドック・CTがん検診 (契約健診機関にて通年)					
巡回健診A ・全豊田巡回健診 P.10参照	案内送付 3月	前期 〔愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部在住者〕 任継者本人・家族(30歳以上の女性)			案内送付 8月	後期 9～12月末
巡回健診B ・婦人科健診					案内送付 8月	本人 (20歳以上女性) 9～12月末
巡回健診C ・全国巡回健診 P.10参照		案内送付 5月				〔愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部在住者〕以外 任継者本人・家族(30歳以上の女性)
巡回健診D ・男性健診			案内送付 6月			〔愛知県在住者〕 任継者本人・家族 (30歳以上の男性)
<b>歯科健診</b> P.11参照	上期 集団歯科健診 12会場 4月8日～8月5日 歯科医院健診 通年					
<b>健康ウォーク</b> P.16参照	春の健保連ウォーク 4月7日 ハッピーウォーク30 春の部 4月1日～5月31日					
<b>薬品・健康管理用品斡旋</b>		家庭常備薬 斡旋			配付 7月下旬	
<b>禁煙推進</b>	禁煙費用補助 通年					
<b>生活習慣病重症化予防</b>	受診勧奨通知 通年					
	糖尿病性腎症重症化予防、心筋梗塞・脳梗塞再発予防のための保健指導					
<b>広報誌発行</b>	ライフナビ 春号発行				ライフナビ 夏号発行	
<b>医療費通知</b>						医療費の お知らせ送付
<b>被扶養者調査</b>	調査書回収 (対象:前期高齢者) 4月20日締切					
<b>組合会</b>				決算組合会		



**健保組合のホームページをご活用ください！**  
健保のしくみや給付、保健事業などを詳しく紹介しています。

<http://www.shokki-kenpo.jp/>

メンバーズサイトのログインパスワードはお手元にお届けした「ライフナビ」をご覧ください。



## 年に一度は健診を受けましょう

高血圧や糖尿病、がんなどの生活習慣病は自覚症状のないまま進行します。大切なのは病気を早期に発見し、早期に治療を始めること。年に一度は健診を受け、すこやかな毎日を過ごしましょう。

### 人間ドック

### 主婦健診

(人間ドック+乳がん検査+子宮頸がん検査)

### 婦人科検診

(乳がん検査+子宮頸がん検査)

### 脳ドック

契約健診機関で、健保補助額を差し引いた窓口負担で受けられます。当健保組合に加入している方ならどなたでも受けられます。

※受診日において資格喪失された方は受診できません。  
※受診できるのは「巡回健診」「人間ドック」「主婦健診」のうちいずれか1つを年度内1回限りです。



### 契約健診機関一覧 (健診機関に直接電話で予約してください)

健診機関名	住所	電話番号	人間ドック	主婦健診	婦人科検診	脳ドック
刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町	0566-25-8182	●	●	●	●
一里山・今井病院健診センター	刈谷市一里山町	0566-26-6702	●		●	●
刈谷豊田総合病院 高浜分院	高浜市稗田町	0566-52-8660	●	●	●	
三河安城クリニック	安城市相生町	0566-75-7515	●		●	●
岡崎市医師会はるさき健診センター	岡崎市針崎町	0120-489-545	●	●	●	●
西尾市医師会健康管理センター	西尾市熊味町	0563-57-1451	●		●	●
オリエンタル蒲郡健診センター	蒲郡市海陽町	0533-59-7171	●	●	●	
半田市医師会健康管理センター	半田市神田町	0569-27-7887	●	●	●	●
公立西知多総合病院(旧 東海市民病院)	東海市中ノ池	0562-33-9800	●		●	●
中京サテライトクリニック	豊明市沓掛町	0562-93-8222	●	●	●	●
健診センターなかの(中野胃腸病院)	豊田市駒新町	0565-57-3366	●	●	●	
トヨタ記念病院	豊田市平和町	0565-24-7153	●		●	●
豊田地域医療センター	豊田市西山町	0565-34-3003	●	●		●
大雄会ルーセントクリニック	名古屋市中区	0800-500-1211	●	●	●	●
エルズメディケア名古屋(女性専用)	名古屋市中区	052-737-6500	●	●	●	
中日病院健診センター	名古屋市中区	0120-37-5276	●			●
オリエンタルクリニック	名古屋市中区	052-741-5181	●	●	●	
名古屋脳神経外科クリニック・名古屋脳ドック	長久手市下川原	0561-62-0505				●(土・日受診可)
揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町	0585-21-1181	●	●	●	●
浜松赤十字病院	浜松市浜北区	053-401-1140	●		●	●
聖隷健康診断センター	浜松市中区	0120-938-375	●	●	●	●
聖隷予防検診センター	浜松市北区	0120-938-375	●	●	●	●
聖隷健康サポートセンター Shizuoka	静岡市駿河区	0120-283-170	●	●	●	●
聖隷沼津健康診断センター	沼津市本	055-962-9882	●	●	●	●
海上ビル診療所	千代田区丸の内	03-3212-7610	●		●	
住友生命総合健診システム	大阪市淀川区	06-6304-8141	●			
長野健康センター	長野市稲里町	026-286-6409	●			
北信総合病院	中野市西	0269-22-4838	●		●	●

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/> | [トップページ](#) | [保健事業](#) | [健診一覧](#)

● お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

### 契約健診機関で受診できない方は「補助制度」をご利用ください

対象となる健診 ▶ 人間ドック・脳ドック・婦人科検診      利用方法 ▶ 「補助申請書」を健保組合に提出

詳しくは健保組合のホームページ(「健診一覧」の各健診内「補助申請書欄」)をご覧ください



# 巡回健診のご案内

自覚症状のない病気は、定期的な健康診断で見つかります。巡回健診を受けて、病気の早期発見・早期治療に努めましょう！とくに生活習慣病は、生活改善で発症・重症化を予防できます。

通常20,000円の健診が  
健保の補助で個人負担は  
たったの2,160円！

## Aコース(前期) 実施日程▶4月~8月

対象者

対象者の方には、3月上旬にA4版セロファン封筒で「ご案内」をご自宅にお送りしました。

30歳以上の女性被扶養者  
30歳以上の女性任意継続被保険者

健診会場

愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部の比較的在住者が多い地域で開催(約300会場)

申込方法

- Web(パソコン・携帯電話)、同封ハガキの2通りあります。詳しくはお送りした『予約の方法』等でご確認ください。
- 受診予約は先着順です。早めのお申し込みをおすすめします。

注意

- 受診日において当健保組合の資格を喪失された方は受診できません。
- ご案内が届かない方は当健保組合にご連絡ください。

## Cコース 実施日程▶6月~12月

対象者の方には、5月中旬に「ご案内」をご自宅にお送りします。

30歳以上の女性被扶養者  
30歳以上の女性任意継続被保険者

愛知県・岐阜県・三重県・静岡県西部以外で、比較的在住者が多い地域で開催(約150会場を予定)

## 40歳以上の方へ

健康保険組合に加入している40歳以上の方は、健康診断(特定健診)を年に1回(4月~翌年3月)受診することが定められています。健康保険組合は、特定健診の実施状況などを国に届け出ることが義務付けられています。

巡回健診を受診されない方は

「巡回健診のご案内」に同封のハガキ「未受診者アンケート」を記入し、至急投函してください。



## 勤務先等で健診を受けた方は結果表をご提出ください！

「巡回健診のご案内」に同封のハガキ「未受診者アンケート」で、健保組合に勤務先健診・市町村健診とご回答いただいた方には、10月頃に「提出書類」一式を送付させていただきます。



指定の健診項目をすべてご報告いただいた方には「QUOカード(1,000円)」を進呈いたします。

**対象者** 40歳以上の被扶養者で、健保組合の補助を利用した健診を受けていない方

**提出書類** 健診結果表のコピー(平成30年4月1日~平成31年3月31日受診分)、質問票(★)、健診項目チェックシート(★)  
★は健保組合のホームページからダウンロードできます。

**提出方法** 当健保組合に郵送してください。

**提出期限** 平成31年4月30日

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ ▶ 保健事業 ▶ 巡回健診

●お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784



# 歯科健診のご案内

みなさんのお口の健康を守るため、歯科健診を実施しています。むし歯や歯周病は自然に治ることはありません。年に1~2回、歯科健診を受けて歯の健康状態をチェックし、治療が必要と言われたら、すぐに治療を始めましょう。



## 集団歯科健診

組織 健保会館エストなど、12会場で開催！

日曜日にご家族そろって受けられる！

受診された方には歯ブラシ・デンタルミラーなどをプレゼント！

対象者

豊田自動織機健康保険組合の被保険者・被扶養者

健診の内容



大人 (16歳~)

- 1 むし歯検査・歯周病検査
- 2 歯磨き指導(歯間ブラシ・フロス主体)
- 3 歯冠クリーニング



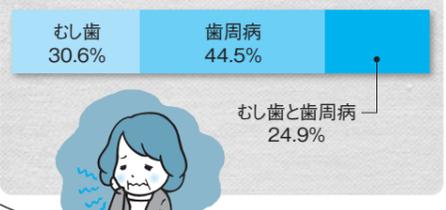
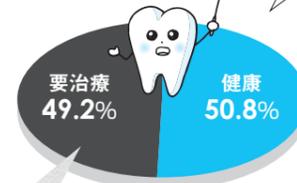
子ども (乳幼児~15歳)

- 1 むし歯検査
- 2 歯磨き指導(歯ブラシ主体)
- 3 フッ素塗布



ほぼ2人に1人が「要治療」

節目健康教室での歯科健診結果 (平成29年4月~平成30年1月)



▶▶▶ 詳しくは本誌にはさみ込みの「2018年上期『集団歯科健診』のご案内」をご覧ください。◀◀◀

お近くの歯科医院で受ける「歯科医院健診」も実施しています

「集団歯科健診」「歯科医院健診」を合わせて年度内2回まで無料で受けられます。



## 「集団歯科健診」「歯科医院健診」を受診できない方は「補助制度」をご利用ください

利用方法

「歯科健診補助申請書」を健保組合に提出  
詳しくは健保組合のホームページ(「歯科健診」の「歯科医院健診」補助申請欄をご覧ください)

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/>

トップページ ▶ 保健事業 ▶ 歯科健診

●お問い合わせ 保健事業グループ TEL 内線 70-4613 外線 0566-21-7784

# 扶養家族が増えたとき・減ったときは、 健保組合への届出をお忘れなく！

お子さまが就職などで被扶養者から外れたときや、お子さまが生まれて被扶養者が増えたときなどは、必ず健保組合に届出をしてください。

## 被扶養者が 減ったとき



### その他にもこんなとき

- 妻のパート収入が収入基準を超えた
- 父母の年金受給額が収入基準を超えた
- 同居が条件の家族と別居することになった
- 他の親族の被扶養者になった

事態発生後  
すみやかに

### 被扶養者から外す 手続き

- 提出書類** 健康保険被扶養者異動届
- 添付書類** 対象となる被扶養者の保険証  
新しく保険証をもらった場合はそのコピー

## 被扶養者が 増えたとき



### その他にもこんなとき

- 妻がパートをやめ、無収入になった
- 父母を扶養することになった

5日以内に  
(出生後はすみやかに)

### 被扶養者に追加する 手続き

- 提出書類** 健康保険被扶養者異動届  
健康保険被扶養者現況届(18歳以上は必要)
- 添付書類** 住民票・所得証明書等  
(対象者によって異なる)

### 被扶養者の資格調査にご協力ください

当健保組合では、被扶養者認定の適正化を図るため、被扶養者の資格調査を実施しています。対象となる被保険者の方には「調査書」をお送りしましたので、期限までにご回答ください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**今回の調査対象者**  
65歳以上の被扶養者がいる被保険者

**Q** 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが…

単に給付内容がよいからという理由で家族を被扶養者にはできません。被扶養者と認められるには、被保険者によって実際に生計が維持されている(扶養されている)ことが必要です。

**Q** 別居している義父母を被扶養者にすることはできますか？

配偶者の父母を被扶養者とするには、主として被保険者によって生計が維持されていること、同居していることが条件になります。したがって 別居している義父母は被扶養者にはできません。 この場合、義父母は国民健康保険に加入するか、他の親族の被扶養者になることとなります。

**Q** 平成30年から配偶者控除の対象となる収入基準が「年収150万円」に引き上げられると聞きました。健康保険の被扶養者認定基準も150万円に引き上げられるのですか？

平成30年から変更されるのは、税法上の扶養に関する基準です。一方、健康保険や厚生年金など社会保険法上の扶養は、税法上の扶養とは基準も手続きも関係官庁も全く別のものです。健康保険の被扶養者認定基準は年収130万円のまま変更はありません。

	対象となる人	対象となる年収(平成30年から)
所得税の配偶者控除	配偶者	150万円以下
健康保険の被扶養者	3親等内の親族	130万円未満(下記参照)

### 健康保険の被扶養者となるには、健保組合の認定を受ける必要があります

#### 被扶養者の認定基準

- 3親等内の親族であること  
配偶者(内縁を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母、曾祖父母以外は被保険者と同居していることが条件
- 主として被保険者の収入で生活していること
- 下記の収入基準を満たしていること



同居・別居	被扶養者と認められる収入基準
被保険者と同居	年収130万円(月額108,334円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満 ※60歳以上または障害者は年収180万円(月額15万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満
被保険者と別居	年収130万円(月額108,334円)未満で、被保険者からの仕送り額より少ない ※60歳以上または障害者は年収180万円(月額15万円)未満で、被保険者からの仕送り額より少ない

■収入とは…パート・アルバイト収入、年金、不動産収入、利子・配当、雇用保険の失業給付金、など

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/> トップページ ▶ 健保のしくみ ▶ 家族の異動について(収入の基準)

●お問い合わせ 医療保険グループ TEL 内線 70-4611 外線 0566-21-7784

# 療養費の手続きが変わります

療養費とは

療養費とは、医療費の全額をいったん被保険者が支払い、その後、自己負担分を除いた費用を健保組合に請求するしくみです。保険証なしで医療機関にかかったときや、治療用装具を作ったときなどに適用されます。

## はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧にかかったとき

療養費の受給方法が償還払い方式になります

### 平成30年3月施術分まで 代理受領払い



### 平成30年 4月 施術分から 償還払い



療養費は、健康保険法第87条により「償還払い」が原則と定められています。

これまでは「代理受領払い」でも可としてきましたが、法令に基づき申請方法を変更します。

### 療養費給付の条件

- はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧で健康保険が使えるのは、医師の同意のもとに施術が行われる場合のみです。

申請方法変更の周知を図るため、過去2年間に申請のあった施術者及び被保険者の皆様に、今回の変更についてお知らせをお送りしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

療養費の財源は、みなさんからの健康保険料です。貴重な保険料が正しく使われるために、ご理解とご協力をお願いいたします。



### 申請用紙が新しくなりました

手続きの変更に伴い、療養費の申請用紙が新しくなりました。平成30年4月分の申請からは、新しい申請用紙を使用してください。(健保組合のホームページからダウンロードできます)

## 治療用装具を作ったとき

申請書に添付する書類が増えます

平成30年3月申請分まで ①療養費支給申請書 ②装具の領収書 ③医師の意見書

### 平成30年 4月申請分 から

- ①療養費支給申請書(様式が新しくなります)
- ②装具の領収書
- ③医師の意見書
- ④装具の現物写真(追加)
- ⑤装具作製確認書(追加)

◆ご提出いただいた「療養費支給申請書」は、必要に応じて医療機関からの「レセプト(診療報酬明細書)」と突き合せを行いますので、療養費の支給は申請から概ね3~4か月後になります。

◆審査をするうえで、健保組合からご本人や主治医・装具業者に直接、問い合わせや、再度装具の写真・確認書類の提出をお願いすることがあります。

現物写真の添付が必要になります

撮影方法の例

- ①正面
- ②裏側 (正面の反対側)
- ③向かって右側
- ④向かって左側

⑥タグ、ロゴ、商標、取扱説明書等

- 装具の全体像が写っていること
- 写真の余白に「写真撮影用ラベル」を入れて撮影
- 写真の提出はメール送信も可

### 療養費給付の条件



- 原則 1** 保険診療の範囲ではカバーできない部分を補うためのものであり、治療に必要不可欠なものであること  
治療を補完するための医療技術(装具療法)で、保険医が疾患の原因を解消するために必要と認めたものであること。
- 原則 2** 福祉制度の対象外であること  
症状が固定してから使うものは「補装具」と呼ばれ、市町村の福祉制度の対象です。
- 原則 3** 基本工作法に基づきオーダーメイドで作成したものであること  
厚生労働省の定める基本工作法によらないもの、市販品や既製品は対象外です。

詳しくは健保組合のホームページをご覧ください

<http://www.shokki-kenpo.jp/> トップページ ▶ 健保の給付 ▶ 立替え払いをしたとき

●お問い合わせ 医療保険グループ TEL 内線 70-4611 外線 0566-21-7784